

<参考資料>

垂井町の現況と上位・関連計画の把握

目次

第1章 垂井町の現況と上位・関連計画の把握.....	1
1-1 垂井町の現況.....	1
(1) 自然条件.....	1
(2) 社会・経済条件.....	7
1-2 上位・関連計画の整理.....	17
1-3 町民ニーズ.....	31

第 1 章 垂井町の現況と上位・関連計画の把握

1-1 垂井町の現況

(1) 自然条件

① 垂井町の位置

岐阜県は日本のほぼ中央に位置しており、関市富乃保には、日本の人口重心（ひとりひとりが同じ重さを持つとしたときに日本全体の人口を一点で支える点）がある。面積は約 10,621km² で、全国第 7 位の広さを誇り、7 つの県に囲まれた数少ない内陸県の一つである。

垂井町は、岐阜県の南西部に位置し、岐阜市まで約 20km、名古屋まで約 50km となっている。北は揖斐郡池田町・揖斐川町、南は大垣市・養老町、西は不破郡関ヶ原町、東は大垣市に接し、面積は 57.14km² となっている。この位置は、伊勢湾が北に入り込み、敦賀湾が南に入り込んだ地峡部にあたり、北に伊吹山系・南に鈴鹿山系と山に囲まれている地形的特徴から、東西の交通路が集中する交通の要衝であり、J R 東海道本線、東海道新幹線、国道 21 号などが走っている。



図 1-1 垂井町位置図

② 気象

垂井町の気候は太平洋岸式気候に属しているが、伊吹山系、鈴鹿山系に囲まれた地峡部のため、冬季は日本海岸式気候の影響を受けることが多い。

冬の気圧配置が強まると、強風「伊吹おろし」が吹き、雪になることが多く、豪雪地帯で知られた関ヶ原町に隣接しているので多分にその影響を受けている。

夏季は気温が高く蒸し暑い日が多いが、日没後は山からの涼風により比較的過ごしやすい。

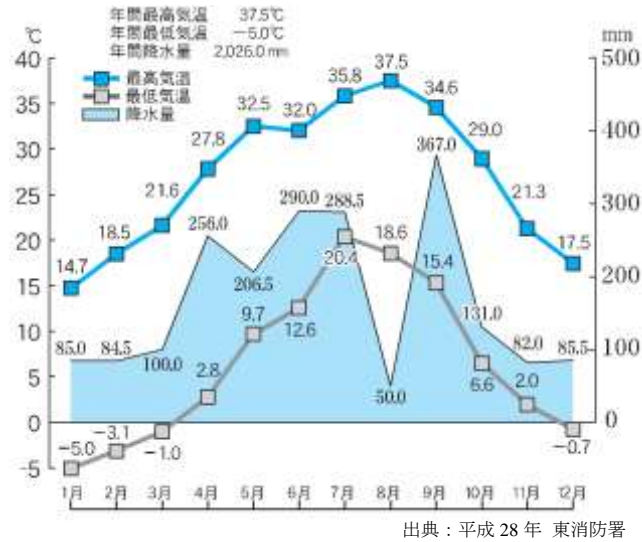


図 1-2 気象状況

③ 地形

垂井町の北部から北西部にかけては、池田山塊（海拔 600～900m）が連なり、南西部は南宮山塊（海拔 200～400m）が横たわる。北部は中起伏山地で形成されており、南部は扇状地性低地、中起伏山地で形成されている。

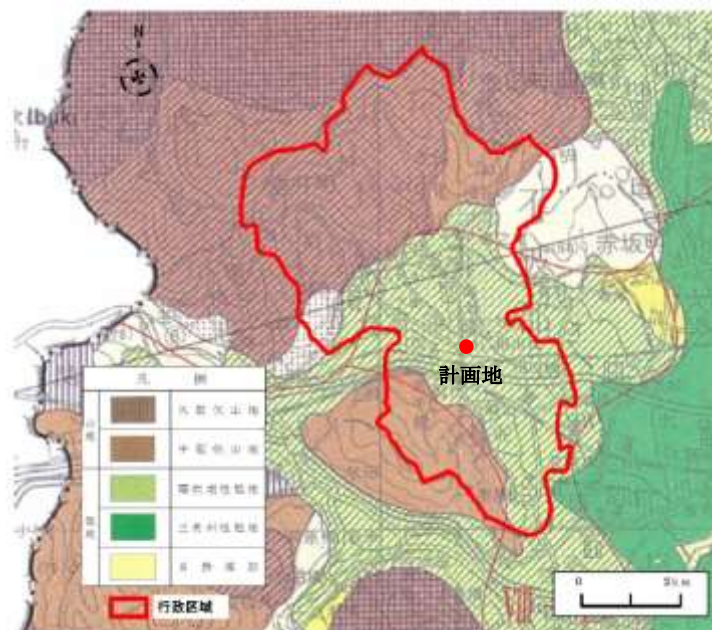


図 1-3 地形図

④ 地質

西には伊吹山、北には岩手峠から不破の滝を経て金生山に連なる池田山塊が、南西部には南宮山塊がある。北部は、砂岩、泥岩、中央部は礫層が広く分布しており、南西部は砂岩層が分布している。また、更新世の氷河期の到来で水位は低下し、大滝川など相川支流には周辺の山地から砂礫が大量に流出し、相川複合扇状地を形成した。



出典：土地分類図（岐阜県）土地分類図（表面地質図-平面的分類図-）岐阜県

図 1-4 地質図

⑤ 水系

垂井町の平野部は、町の中央を流れる相川と、南北の山地から相川に注ぎ込む岩手川・大滝川・梅谷川などの複合扇状地である。扇状地の特徴は、山麓の山頂部では表流水が見られるが、中央部は、河川が砂礫の下に伏流して表流水が乏しく、土壌が水はけの良い砂礫層で田畑に多くの水が必要となることである。

中心部に一級河川の相川、その支流の岩手川、大滝川、梅谷川が流れており、大垣市で大谷川と泥川と合流した後、杭瀬川に合流する。古くから農業用水や生活用水としてこれらの河川の恩恵を受けてきている。



出典：岐阜県河川図

図 1-5 河川概況図

⑥ 植生

垂井町の自然植生は、暖帯に属する常緑広葉樹林（暖帯性）に属している。周辺地域の植生は、ヤブツバキクラス域（低地丘陵帯）が大部分で、周辺の丘陵地はヤブツバキクラス域の代償植生であるモチツツジ・アカマツ群落優勢となっている。

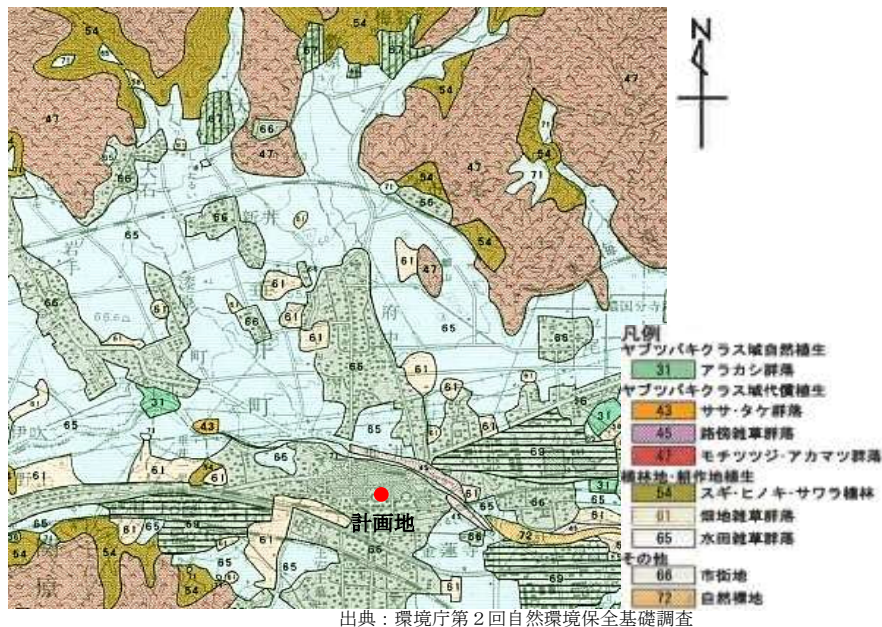


図 1-6 現存植生

⑦ 災害

垂井町は、地勢の関係により、従来から火災、風水害が発生している。

平成 20 年 9 月、集中豪雨に見舞われ、人的被害はなかったものの、床上浸水 11 戸、床下浸水 64 戸という災害となった。

原因別の災害概要	
水害	地勢的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。山間部水害は、土砂の崩壊、土地の流出等による被害が大きく、耕地等の流埋没、道路、橋梁、山地の損害等が甚だしく、平野部水害においては、支流川の堤防の決壊溢水等による浸水が多い。
火災	大火災の発生は少ないが、家屋が密集しており、付近は工場が建設され、危険物の貯蔵、取扱い場所も多いため、強風時又は大地震においては大火の恐れがある。
風害	大型台風が本県西部又は琵琶湖上を北上する場合にあっては、相当規模の被害が広域にわたって発生している。
雪害	平地部の積雪は比較的少ないが、山間地の地区においては 50～80cm の積雪を記録することがある。患者発生時又は災害発生時にはその対策に、降雪時には交通事故も多発しやすく、事故者の搬送も困難が予想される。
地震災害	南海トラフ地震防災対策推進地域に指定。大規模地震が発生した場合、岐阜県の被害想定から、濃尾地震以上の被害が予測される。地震による大規模被害の経験は、濃尾地震時のみである。
原子力災害	平成 24 年 9 月、福島第一原子力発電所事故と同等の放射性物質出が発生した場合のシミュレーションを実施した結果、複数のケースで町内の被ばくが予測された。

⑧ 文化財

垂井町には、文化財として国指定7件、県指定12件がある。

数多くの縄文・弥生遺跡や古墳が散在し、多数の石器や土器が出土していることから、石器時代から人が居住していたものと考えられる。また、古代には、美濃の国府が置かれていたほか、美濃一宮である南宮大社が鎮座されるなど、美濃国の中心位置に置かれていた。さらに、江戸時代には、中山道や美濃路が開かれ、東西交通の宿場町として発展した。

表 1-1 町内の文化財

区 分		名 称
国指定文化財	建造物	南宮神社（本殿）ほか
		真禅院（三重塔）
		真禅院（本地堂）
	工芸品	銚（無銘）
	無形民俗文化財	南宮の神事芸能
	史跡	垂井一里塚
美濃国府跡		
県指定文化財	工芸品	紅糸中白威銅丸
	有形民俗文化財	垂井祭曳山 （鳳凰山、紫雲閣、攀鱗閣）
		無形民俗文化財
	史跡	竹中氏陣屋跡
		垂井の泉
		宮代廃寺跡
		宮処寺跡
		春王・安王の墓
		南宮大社経塚郡出土一括
	天然記念物	モリアオガエル群生地
栗原連理のサカキ		
伊富岐神社の大杉		

出典：垂井町文化財アーカイブ

⑨ 景観保全要素

垂井町を含む大垣地域の西部には、市街地の背景となる伊吹山地、養老山地がそびえている。南東部にかけては、濃尾平野が広がり、田園と輪中が見られる。東部には、長良川、揖斐川、木曾川が流れている。

伊吹山地、養老山地の山並みの景観の保全	
<p><山の稜線への配慮を図ることにより、季節感豊かな山並みの景観を保全することが必要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木曾三川が流れる平野部の市街地や田園から見える伊吹山地、養老山地等は、国定公園や県立自然公園の指定を受けてその自然環境が保全されており、季節感豊かな山並みの景観を形成している。 	<p>伊吹山</p> 
点在する名所・旧跡を活かした歴史的・文化的景観の形成	
<p><点在する名所・旧跡を保全するとともに相互に関連付け、古代から近世にかけて東西文化の回廊となった地域として歴史的・文化的景観の形成が必要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・垂井町には、南宮大社等多くの歴史的な名所・旧跡が点在している。 	<p>南宮大社</p> 
中山道の宿場を活かした歴史的景観の形成	
<p><中山道沿いの宿場に残る建物等の保全を図りつつ、これらを活かした歴史的景観の形成を図ることが必要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・北部を中山道が通り、近江路に繋がる交通の要衝として栄えた赤坂、垂井、関ヶ原、今須の宿場では、当時の建物や石碑が数多く残されている。 	<p>垂井宿</p> 

(2) 社会・経済条件

① 人口・世帯の動向

＜総人口及び世帯数の推移＞

垂井町の総人口は2000（平成12）年の28,935人をピークに減少傾向にあり、今後も減少していくことが予測される。

平成27年国勢調査結果に基づく高齢化率は28.4%で、これは県平均の28.1%とほぼ同程度である。高齢化率は1985年からの30年間で2倍以上に急激に増加しており、今後しばらくは増加傾向にあると考えられる。また、高齢夫婦世帯と高齢単身世帯の合計は15年間に1,037世帯、約2倍に急増しており、全世帯の22%が高齢者のみの世帯となっている。

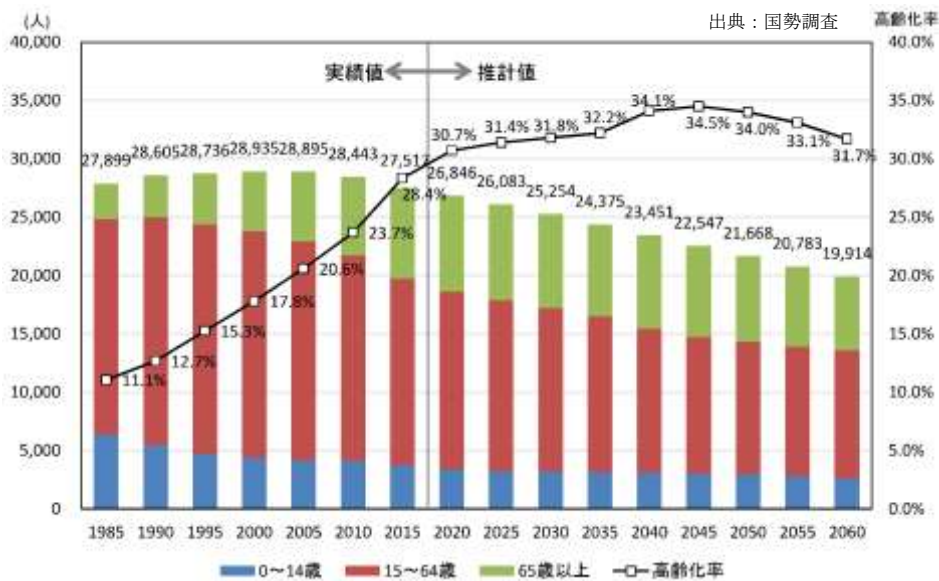


図 1-7 人口の推移及び将来推計人口

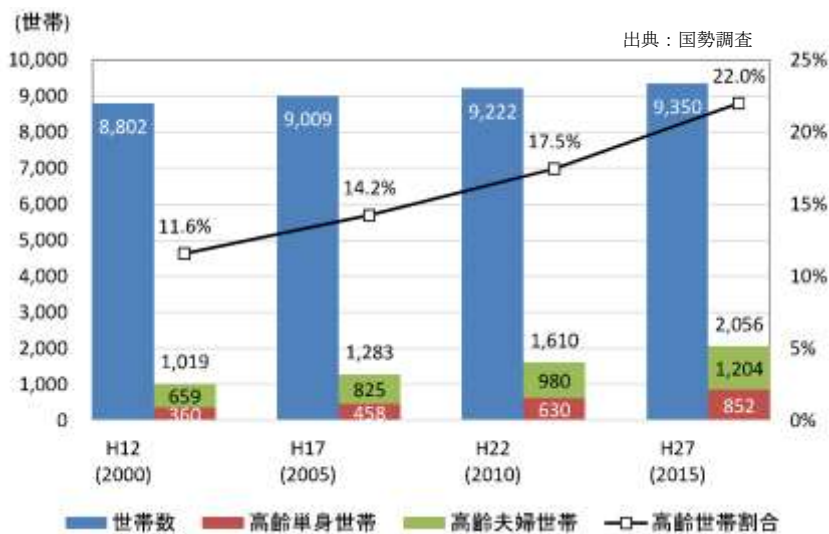


図 1-8 世帯数及び高齢者のみの世帯数の推移

<人口動態>

自然動態に影響する出生・死亡者数に関しては、死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いている。また、社会動態に影響する転入・転出者数に関しては、転出者数が転入者数を上回る転出超過により、社会減の状態が続いている。

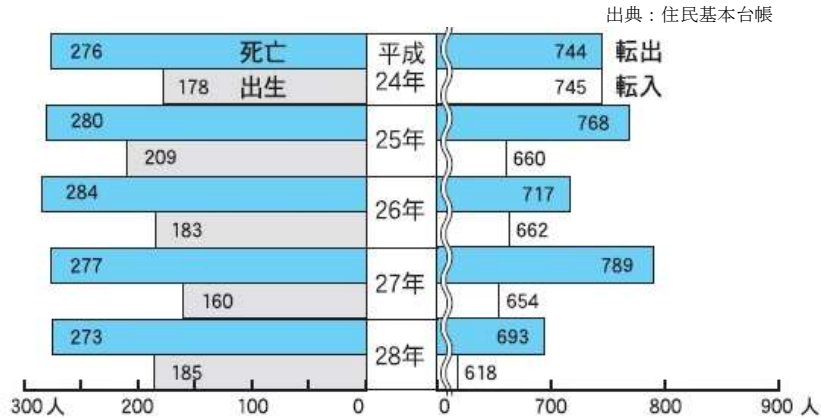


図 1-9 人口動態（外国人は除く）

<転入・転出の状況>

年齢階級別の転入・転出者数をみると、男女ともに「10～14歳」が「15～19歳」になる時期と、「15～19歳」が「20～24歳」になる時期に転出者数が大きくなっており、進学・就職・結婚を機に町外へ出る若者が多いことがうかがえる。

通勤・通学において、大垣市との間で人数が多く、大垣市のベッドタウンとしての傾向がみられることから、大垣市とのつながりが深いことが分かる。また、交通の利便性が良いことから、他市町への通勤・通学に便利な居住地としての面と、他市町からの働く場としての面の、両面をあわせもっている。



図 1-10 年齢階級別転入・転出者数の差（2005年～2010年）

表 1-2 通勤・通学先（人数の多い市町村上位5位）

順位	垂井町からの通勤・通学		垂井町への通勤・通学	
	市町村名	人数（人）	市町村名	人数（人）
1位	大垣市	3,998	大垣市	2,490
2位	岐阜市	834	養老町	495
3位	名古屋市	642	関ヶ原町	471
4位	養老町	639	池田町	232
5位	関ヶ原町	578	神戸町	197

出典：国勢調査（2010年）

② 産業

就業者数は1995年の14,879人をピークとして減少傾向にあり、女性就業者比率が増加傾向にある。高齢化の進行などを背景とした就業者の減少が読み取れることから、産業活動の活力低下が危惧される。

産業別就業者割合をみると、全国や岐阜県と比べて第2次産業従業者の占める割合が大きく、第3次産業の占める割合は小さくなっている。また、産業別の従業者数は、製造業が最も多く、次いで医療・福祉、卸売・小売業となっている。



図 1-11 就業者数の推移



出典：H22 国勢調査（「分類不能の産業」を含まない）

図 1-12 産業別就業者割合の比較

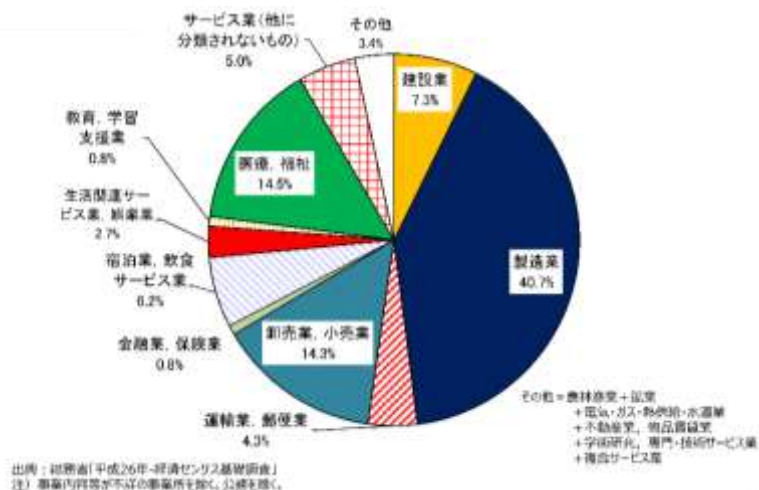


図 1-13 産業別従業員数の構成比

③ 交通体系

垂井町には8路線（延長 29.6km）の道路が都市計画決定されている。

広域間を連携する国道 21 号及び J R 東海道本線が東西方向に走っており、主に東西に隣接する都市と強いつながりを持ちながら発展してきた。一方、南北方向を連絡するネットワークは脆弱な状態となっており、相川、J R 東海道本線、そして東海道新幹線によって南北に分断される都市構造となっている。

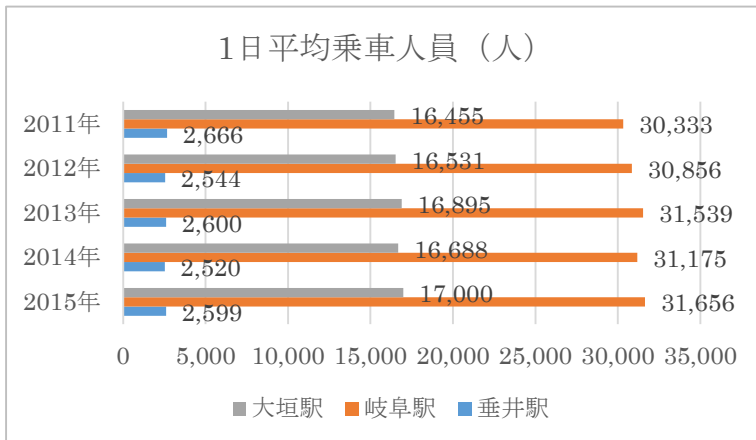
地域間の連携強化、特に、公共公益施設等へのアクセス性の向上や各地域の観光資源等を回避するルート確立を図るためには、これら南北方向及び地域間を連携するネットワークの強化を重点的に進める必要がある。

また、本格的な少子高齢社会が到来し、これまでの自動車中心型の社会を見直す時期が来ている。したがって、今後は鉄道・バス等の公共交通ネットワーク、歩行者・自転車ネットワークの確立・強化についても検討することが必要である。

表 1-3 主要道路（垂井町）

主要道路		
主要幹線道路	都市計画道路	一般国道 21 号 大垣・関ヶ原線
幹線道路	都市計画道路	府中・栗原線（県道養老垂井線） 表佐・榎戸線以南の区間県道栗原青野線（県道栗原青野線） 府中・宮代線 岩手・綾戸線 新垂井・宮代線 表佐・榎戸線
		主要地方道岐阜関ヶ原線
		県道川合垂井線

表 1-4 巡回バス利用状況



区分 年度	利用者数	一日平均 利用者数
24	19,723	78
25	19,822	79
26	18,982	77
27	22,928	94
28	26,403	109

出典：岐阜県「垂井町勢要覧」

出典：統計書（岐阜県、大垣市、垂井町）

図 1-14 1日平均乗車人員

④ 土地利用

垂井町の土地利用を地目区分からみると、総面積 57.14km² のうち、森林原野が 57.1% にあたる 32.65k m² と全町域の半分以上を占めている。これに対して、都市的土地利用である宅地は 7.19k m² (12.6%)、道路 3.47k m² (6.1%) である。また、農業的土地利用である農用地は、10.55k m² (18.5%) となっている。

戦略的なまちづくりを推進するため、土地利用状況や道路、鉄道などの交通体系を踏まえ、「都市間軸」と「地域間軸」を設定するとともに、JR垂井駅や新庁舎などを中心としたエリアを「都市機能集積拠点」、自然資源や歴史資源を活用し、交流の促進を図るべきエリアを「観光交流拠点」として位置付けた。

森林原野	農用地	宅地	道路 (一般)	その他
32.65Km ²	10.55Km ²	7.19Km ²	3.47Km ²	3.28Km ²
(57.1%)	(18.5%)	(12.6%)	(6.1%)	(5.7%)

出典：岐阜県統計書

図 1-15 地目別面積比



出典：垂井町第6次総合計画

図 1-16 将来都市構造図

⑤ 公共公益施設

垂井町が所有する公共建築物（ハコモノ施設）は、上水道施設・下水道施設などのインフラ関連建築物を含めて164施設あり、延床面積は130,296㎡である。

学校教育施設の1校あたりの規模が大きく、小中学校合わせて9校と学校給食センターの延床面積の合計は51,638㎡であり、公共建築物全体の約4割を占めている。

次に公営住宅（12.4%）、町民文化系施設（11.7%）、子育て支援施設（9.2%）となり、これらで垂井町の施設の3/4を占めている。また、建築基準法の耐震基準が改正された、昭和56年度以前に建てられた建築物が全体の延床面積の約半数を占めている。

表 1-5 公共建築物総括表

出典：垂井町公共施設等総合管理計画

用途分類		施設名称	施設数	延床面積		構成比	
大分類	中分類						
1 行政系施設	①庁舎等	役場	1 施設	4,178 ㎡	4,737 ㎡	3.2%	3.6%
	②消防施設	消防車庫、ポンプ車庫 器具庫、可燃庫	25 施設	559 ㎡		0.4%	
2 産業系施設	①産業系施設	農林産物販売所 半兵衛の里	1 施設	87 ㎡	87 ㎡	0.1%	0.1%
3 保健・福祉施設	①障害福祉施設	げやきの家 いずみの園	2 施設	995 ㎡	5,208 ㎡	0.8%	4.0%
	②保健施設	保健センター	1 施設	909 ㎡		0.7%	
	③その他社会保険施設	福祉会館	1 施設	597 ㎡		0.5%	
	④高齢福祉施設	デイサービスセンター 老人福祉センター 生きがいセンター 生きがい拠点施設 夢の壁	5 施設	2,707 ㎡		2.1%	
4 スポーツ・レクリエーション系施設	①スポーツ施設	朝倉運動公園、弓道場 南体育館、北部グラウンド	4 施設	4,491 ㎡	4,491 ㎡	3.4%	3.4%
5 社会教育系施設	①博物館	西義記念館	1 施設	119 ㎡	2,571 ㎡	0.1%	2.0%
	②図書館	タリビヤセンター	1 施設	2,452 ㎡		1.9%	
6 学校教育系施設	①学校	小学校 中学校	9 施設	50,568 ㎡	51,638 ㎡	38.8%	39.6%
	②その他教育施設	学校給食センター	1 施設	1,070 ㎡		0.8%	
7 子育て支援施設	①幼稚園・保育園・こども園	こども園 保育園 幼稚園	13 施設	11,231 ㎡	11,925 ㎡	8.6%	9.2%
	②幼児・児童施設	留守家庭児童教室	2 施設	694 ㎡		0.5%	
8 町民文化系施設	①集会所	公民館 まちづくりセンター コミュニティセンター 転作研修所 集会所	43 施設	11,469 ㎡	15,305 ㎡	8.8%	11.7%
	②文化施設	文化会館	1 施設	3,836 ㎡		2.9%	
9 公営住宅	①公営住宅	町営住宅	8 施設	16,094 ㎡	16,094 ㎡	12.4%	12.4%
10 公園	①公園（便所等）	公園便所等	8 施設	106 ㎡	106 ㎡	0.1%	0.1%
11 上水道施設	①上水道施設	増圧ポンプ場、水源地	4 施設	1,349 ㎡	2,267 ㎡	1.0%	1.7%
	②簡易水道施設	簡易水道浄水場 増圧ポンプ場、簡易水道水源地	4 施設	918 ㎡		0.7%	
12 下水道施設	①下水道施設	浄化センター 産業集落排水処理施設	3 施設	6,636 ㎡	6,636 ㎡	5.1%	5.1%
13 供給処理施設	①供給処理施設	グリーンセンター 工ドーム	2 施設	5,254 ㎡	5,254 ㎡	4.0%	4.0%
14 その他	①その他	防災倉庫 斎場 水防倉庫、防災倉庫 除雪車庫、駅周辺施設	24 施設	3,977 ㎡	3,977 ㎡	3.1%	3.1%
合計			164 施設	130,296 ㎡		100%	

※延床面積と構成比は、小数点以下の端数処理により、合計値と合わない場合があります。

※平成27年度時点の固定資産台帳の建物情報を集計したものです。

⑥ 住宅・宅地状況

<建物状況（持家）>

垂井町の住宅は持ち家が約9割を占めており、借家は約1割と少ない。また、建て方別に細分すると、持ち家はすべて一戸建であり、借家の一戸建と併せると、居住世帯のある住宅の約9割は一戸建である。



出典：H25 住宅・土地統計調査

図 1-17 所有関係・建て方別住宅数

<居住の有無の状況>

垂井町の住宅総数は10,050戸、うち空き家数は860戸、空き家率は8.6%となっている。これを県内他自治体の空き家率及び県内平均の15.2%と比較すると最も低い水準である。

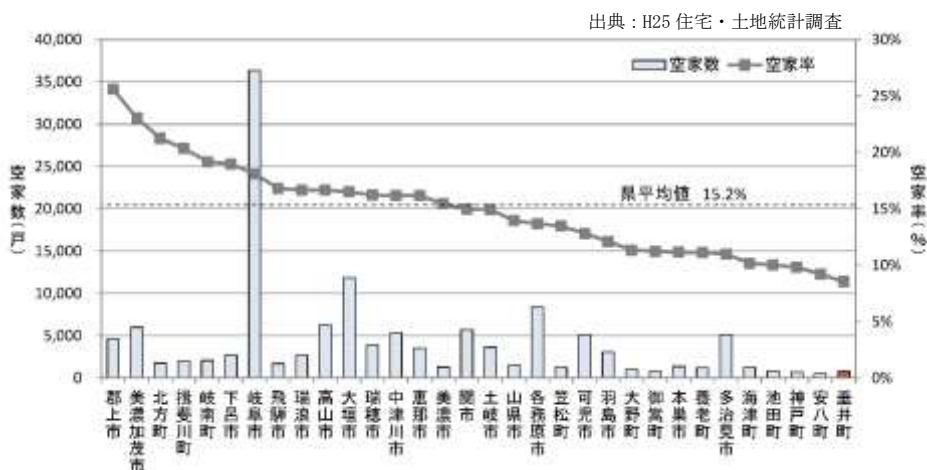


図 1-18 岐阜県内の自治体における空き家数及び空き家率

<地価の状況>

垂井町における地価状況は、平成 30 年地価公示では、準工業地域である綾戸字不破ノ初 503 番 2 の 1 m²あたりの価格 53,600 円が最高で、最低は市街化調整区域である岩手字新屋敷 596 番 1 の 1 m²あたりの価格 16,400 円となっている。

また、平成 30 年度岐阜県地価調査によると、住宅地の 1 m²あたりの平均価格は 46,800 円であり、前年より 200 円、変動率は前年比-0.7%下落している。

全国平均の変動率を用途別にみると、住宅地 0.3%、商業地 1.9%、工業地 0.8%、全用途では 0.7%となっている。

表 1-6 地価公示 (垂井町)

住宅地							
地点数	平均価格	変動率 (%)					
		28 年率	29 年率				
6	36,700	-0.9	-0.8				

標準地番号	標準地の所在及び番地並びに住居表示	標準地の 1 m ² あたりの価格 (円)	標準地の地積 (m ²)	標準地の形状	標準地の周辺の土地の利用の現況	標準地の前面道路の状況	標準地に係る都市計画法その他法令の制限で主要なもの
垂井 5-1	綾戸字不破ノ初 503 番 2	53,600	509	2.5 : 1	店舗兼住宅	南 13m 国道	準工業
垂井-1	永長 2421 番 97	40,800	198	1 : 1	住宅	東 7m 市区町村道	第一種住居
垂井-2	清水 1 丁目 34 番	40,700	219	1 : 1.2	住宅	北 6m 市区町村道	第二種中高層住宅専用
垂井 5-1	梅之木原 1808 番 11	50,700	168	1 : 4	店舗兼住宅	西 8m 市区町村道	商業
垂井 9-1	中野 630 番 1	19,700	66,389	1.5 : 1	工場	北 9m 国道	工業
垂井-6	岩手字新屋敷 596 番 1	16,400	617	1 : 1.5	住宅	東 4m 町道	調整区域



図 1-19 地価公示位置図

出典：国土交通省

表 1-7 地価公示（全国平均変動率）

出典：岐阜県

区 分	住宅地		商業地		工業地		全用途	
	29 年	30 年	29 年	30 年	29 年	30 年	29 年	30 年
全 国	0.0%	0.3%	1.4%	1.9%	0.3%	0.8%	0.4%	0.7%
三大都市圏	0.5%	0.7%	3.3%	3.9%	1.0%	1.5%	1.1%	1.5%
（東京圏）	0.7%	1.0%	3.1%	3.7%	1.8%	2.3%	1.3%	1.7%
（大阪圏）	0.0%	0.1%	4.1%	4.7%	0.6%	1.3%	0.9%	1.1%
（名古屋圏）	0.6%	0.8%	2.5%	3.3%	0.1%	0.2%	1.1%	1.4%
地 方 圏	△0.4%	△0.1%	△0.1%	0.5%	△0.4%	0.2%	△0.3%	0.0%
岐 阜 県	△0.8%	△0.7%	△0.7%	△0.4%	△0.5%	△0.3%	△0.8%	△0.6%

三大都市圏：東京圏、大阪圏、名古屋圏

東 京 圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県の一部

（首都圏整備法による既成市街地及び近郊整備地帯を含む市区町の区域）

大 阪 圏：大阪府、兵庫県、京都府、奈良県の一部

（近畿圏整備法による既成都市区域及び近郊整備区域を含む市町村の区域）

名 古 屋 圏：愛知県、三重県の一部

（中部圏開発整備法による都市整備区域を含む市町村の区域）

地 方 圏：三大都市圏を除く地域

<垂井町役場周辺の土地評価額>

垂井町役場と中央公民館の土地価格について調査した。平成 29 年度固定資産税路線価による平米単価は表 1-8 のとおりであり、固定資産税評価額は、土地の実勢価格の 7 割程度と仮定すると 4 万円前後となる。

表 1-8 平米単価

	垂井町役場 (円/㎡)	中央公民館 (円/㎡)
路線価	29,800	29,400
	28,200	26,000
	29,800	25,300
	26,600	
	29,400	
合計	143,800	80,700
平均	28,760	26,900

垂井町役場

路線価平均：28,760 円

$28,760 \text{ 円/㎡} \div 0.7 \div 41,086 \text{ 円/㎡}$

中央公民館

路線価平均：26,900 円

$26,900 \text{ 円/㎡} \div 0.7 \div 38,429 \text{ 円/㎡}$



図 1-20 平成 29 年度 固定資産税路線価

出典：全国地価マップ

1-2 上位・関連計画の整理

ここでは、垂井町を含めた周辺地域について上位計画・関連計画を整理し、垂井町の位置づけ等について把握する。

岐阜県長期構想（平成 21 年）：岐阜県

あらゆるビジョン・計画の最上位に位置し、県政の基本目標、目指すべき将来像及びその実現のために県が取り組むべき政策の目的と方向性を明らかにする「県政運営の指針」である。対象期間は平成 21 年度から平成 30 年度までの 10 年間とする。

<基本姿勢>

- ①人口減少時代における地域づくりをテーマとすること
- ②政策の目的を明確にすること
- ③財政運営についての方針を示すこと
- ④県民との多様な連携を重視すること
- ⑤市町村や国との役割分担を踏まえた対等な協力を重視すること
- ⑥中部圏と連携し、中部圏全体の発展の中で岐阜県の発展を目指すこと
- ⑦道州制は導入ありきで考えるのではなく、議論を深める姿勢を重視すること

<岐阜県長期構想中間年としての見直しの方針（平成 24～30 年度）>

岐阜県長期構想策定から 5 年が経過した。この間、東日本大震災及びその後の原子力災害の発生、歴史的な円高、そして平成 24 年末からの円安への回帰といった経済情勢の変化や環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉への参加等、策定時には想定していなかった変化が社会に起きている。これを踏まえ、4 年間の政策の効果を検証し、岐阜県長期構想の中間見直しを行った。

○人口減少・少子高齢化への対応

直近の人口動態を見ても人口減少のトレンドは変わらず、構想策定時のメインテーマである人口減少時代への挑戦という課題は変わらない。人口減少という「量」的な面と、年齢構成の変化等社会構造の変化という「質」的な面の両面から分析し、よりきめ細かな対策を進める。

○構想策定後の社会状況の変化への対応

①東日本大震災と原子力災害の発生

県民の安全な暮らしの確保の重要性が再認識されるとともに、将来起こりうる大地震の発生に備えた安全な地域づくりを進めることが最重要課題である。

②経済情勢の変化

岐阜県の産業の現状を分析し、将来にわたって本県の産業をより足腰の強いものとするため、岐阜県成長・雇用戦略が必要である。

③社会環境の変化

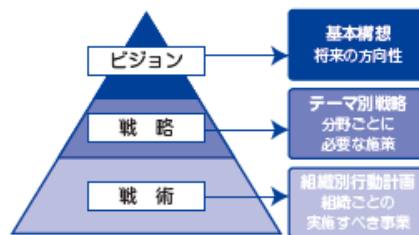
今後、国の政策において大きな変化が起こる可能性が高いため、その動向を注視する必要がある。

垂井町第6次総合計画（平成30年）：垂井町

2018年度から2027年度までを期間とした10ヶ年計画である。今、垂井町にとって最大の課題は、「人口減少」への対応である。「ひととまちが輝く 地域共創都市」を将来像に掲げ、7つのテーマに準拠して推進していき、「基本構想（ビジョン）」、「テーマ別戦略（戦略）」及び「組織別行動計画（戦術）」の3層構造として、これからのまちづくりに取り組む。

<まちづくり施策>

- まち全体が活発でみんなで育む幸福感の高いまち（協働）
- 自ら考えみんなで行き届く安全・安心なまち（安全・安心）
- 将来を見据えた快適な都市基盤や自然環境を整えるまち（都市基盤・環境）
- 魅力的な産業により交流が活発な活気あふれるまち（産業・交流）
- すべての住民が笑顔になれるやさしさにあふれるまち（福祉・健康）
- ふるさとへの誇りと愛着をもった人材（「人材」）を育てるまち（教育・文化）
- 総合計画を実行・実現できるまち（行財政運営）



<将来の都市構造>

現庁舎敷地周辺は、「都市機能集積拠点」および「観光交流拠点」に位置づけられている。



岐阜県版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 29 年）：岐阜県

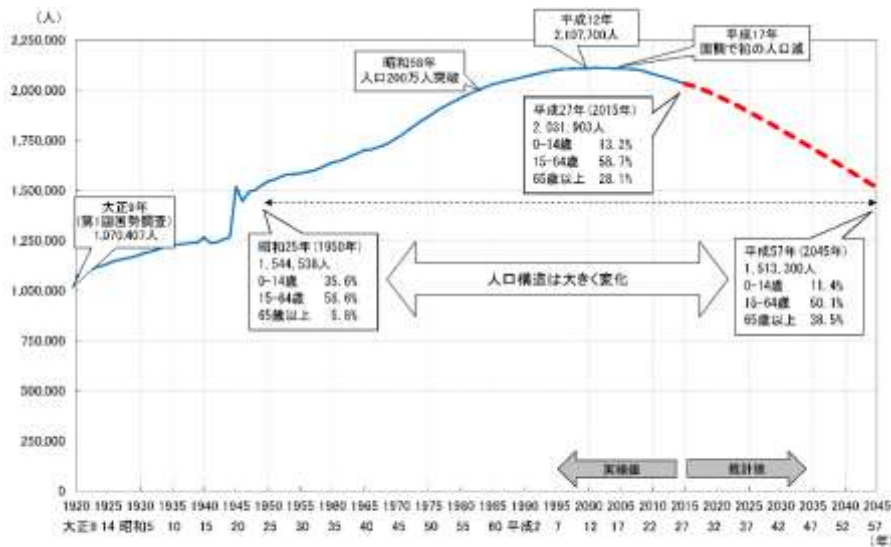
「まち・ひと・しごと創生法」により、平成 27 年度から平成 31 年度において策定された 5 ヶ年計画である。岐阜県は、2009 年より人口減少社会を見据えた政策の方向性や、人口減少問題を念頭に置いた取組を展開してきたところである。

＜基本目標＞

2100 年を目途に 130 万人程度の人口を維持することが本県にとってベストシナリオと考えられる。そのためには、本県に人を留め、呼び込むことが必要である。このため、「人口減少そのものへの挑戦」と「人口減少社会への挑戦」を 2 つの基本的視点とし、5 つの基本目標を掲げ、それぞれに成果指標を設定する。成果指標は、具体的な施策ごとに設定する重要業績評価指標（KPI）の中から、特に重要なものを中心に設定する。

基本目標	成果指標
①人を育む	<ul style="list-style-type: none"> ・合計特殊出生率 ・岐阜県ワーク、ライフ、バランス推進企業登録制度に登録している企業 ・新規就農者数（年間）
②しごとをつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・県内航空宇宙産業の製造品出荷額 ・観光消費額（年間）
③岐阜に呼び込む	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者数（5 年間累計） ・新規企業立地件数（5 年間累計）
④安心をつくる	<ul style="list-style-type: none"> ・人口 10 万人当たりの医療施設従事医師数 ・介護職員数（施設・在宅サービス従事職員数） ・地域での見守りネットワーク活動実施率
⑤まちをつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の総合戦略等の内容を踏まえて将来的に設定する

岐阜県の人口の推移と将来の見通し



注]平成 27 年の年齢3区分割合は、年齢不詳をあん分した人口により計算したものである。
 出典:総務省「国勢調査」をもとに岐阜県政策研究会人口動向研究部作成

垂井町人口ビジョン・垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年）：垂井町

垂井町の人口の現状を分析し、人口に関する住民の認識を共有したうえで 1972 年からこれまでに 5 次にわたって総合計画を策定し、諸施策を展開してきたなかで、地方分権の推進に関しては、地方自治体自らの判断により行財政運営を行うことが、より一層求められている。

○人口ビジョン・・・国の長期ビジョンの期間である 2060 年までを対象期間とする。

今後の人口の変化が地域に与える影響を分析・考察するとともに、目指すべき将来の方向性を提示し、「垂井町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に位置づける施策・事業等の検討材料とする。

○創生総合戦略・・・平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を対象期間とする。

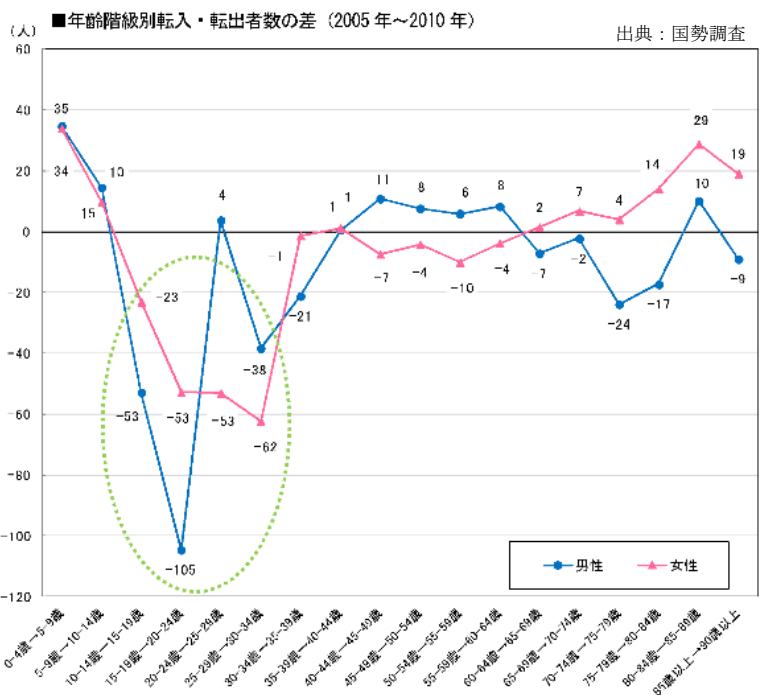
将来にわたり持続可能な人口を維持し、発展を続けていくための事業戦略を策定する。

・結婚支援、出産・子育て支援、若い世代の新たな就労先の創出や就労支援等の総合的な施策の展開により、2030（平成 42）年までに合計特殊出生率を 1.8 まで上昇させ、10 代から 30 代の若年層の転出を抑制する。



<対応策の思案>

- ・若年層の定住意識を高めるまちの魅力化
- ・子育て環境の充実



第3次岐阜県少子化対策基本計画（平成30年）：岐阜県

少子化対策に対する取組みを、具体的かつ着実に進めるため、計画を改定し、「第3次計画」を定める。平成27年度から平成31年度までの5ヶ年を計画期間としているが、少子化をめぐる情勢の変化や施策の効果・評価を踏まえ、柔軟に見直しを行う。

<めざす将来像>

結婚や出産の希望がない、女性も男性もいきいきと活躍しながら子どもを生き育てることができる岐阜県

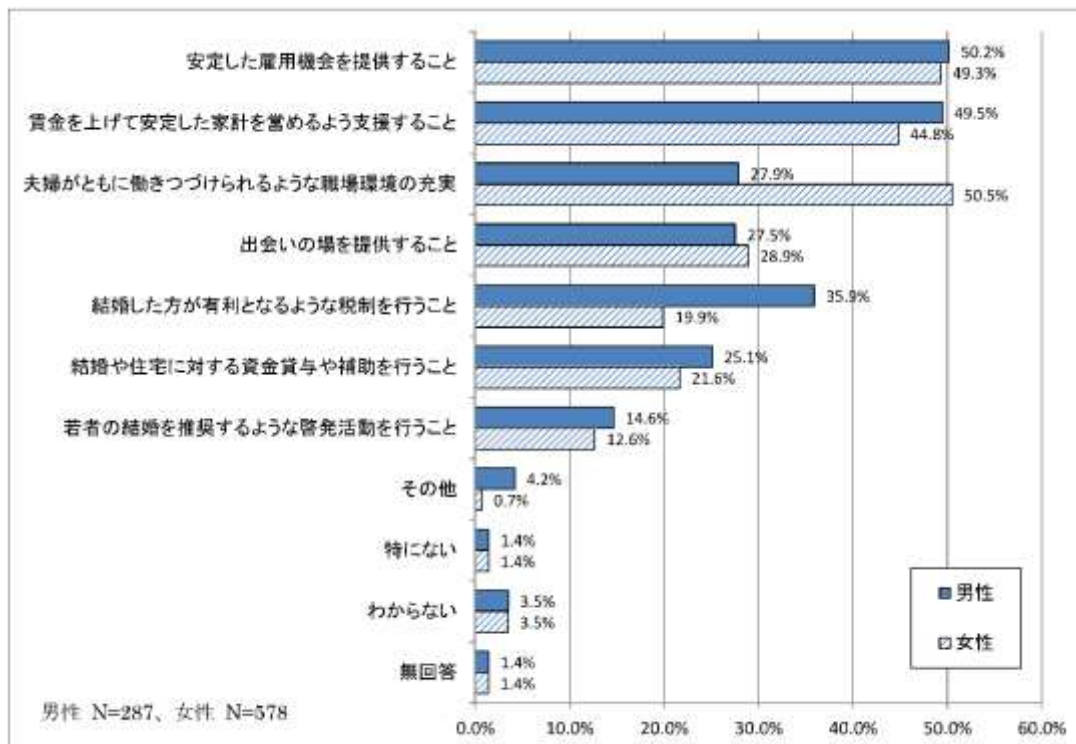
<目標>

2030年に合計特殊出生率1.8をめざす

<柱となる3つの政策>

- ①結婚したい人が結婚できる岐阜県づくり
- ②子どもを安心して生み育てることができる岐阜県づくり
- ③子育てしながら仕事もできる岐阜県づくり

結婚を支援する施策



出典：岐阜県「少子化に関する県民意識調査（H26年）」

垂井町観光基本計画（平成 29 年）：垂井町

計画期間は、平成 29 年度から平成 34 年度までの 6 年間とする。垂井町第 6 次総合計画の中間評価時期に合わせて期間を設定し、観光分野の進捗状況確認とともに、目標値の進捗把握を行う。

<観光振興を進めていく上での課題>

- ・住民・事業者の観光に対する意識の向上
- ・垂井町の観光資源の活かし方の発見
- ・隣接地域ならびに垂井町内事業者間の連携の促進

<観光振興に向けた 4 つの戦略>

- ①観光資源の掘り起こし、創出、磨き上げ
- ②知名度の向上および効果的な情報発信の推進
- ③観光客をもてなす受入環境の整備
- ④観光振興の着実な推進に向けた体制の構築

<対応策の思案>

- ・街道めぐり体験等、中山道で栄えた宿場町の文化を活かした交流・集客イベントの場としての活用
- ・垂井曳やままつり（練り込み出発点）を活かした観光戦略
- ・観光案内所と連携した担い手育成の場づくり

観光に関連する「強み (Strengths)」

強み	神社仏閣	南宮大社の集客力
	自然・景観	山・川・花の資源を有する（清流・相川・桜と鯉のぼりの景観、伊吹山、真禅院の紅葉）、良好な自然環境
	歴史・文化	垂井宿に残る歴史的な景観、豪華絢爛な曳山、大鳥居の景色、全国的に知られる竹中半兵衛、歴史的な資源を有する
	食	新鮮な野菜を有する、鮎、鹿（ジビエ）
	買い物	ブランド力を有するパン屋、はちみつ屋の集客力
	イベント・祭事	フェアトレード活動
	公園	朝倉公園での大規模イベントの可能性
	スポーツ	手軽にウォーキング・トレッキング・サイクリングを楽しめる、スポーツチャンバラ
	交通・立地	高速道路からの良好なアクセス、JR 駅を有する、東西交通の要衝に位置する、名古屋から滋賀の大規模マーケットを抱える、知名度のある関ヶ原の隣に立地
	魅力・ブランド	県内有数の資源を有する（石釜パン・ハチミツ等）
	人財	事業者が明確なポリシーを有する、観光に積極的な店が多い
	その他	工業が盛ん

垂井町空家等対策計画（平成30年）：垂井町

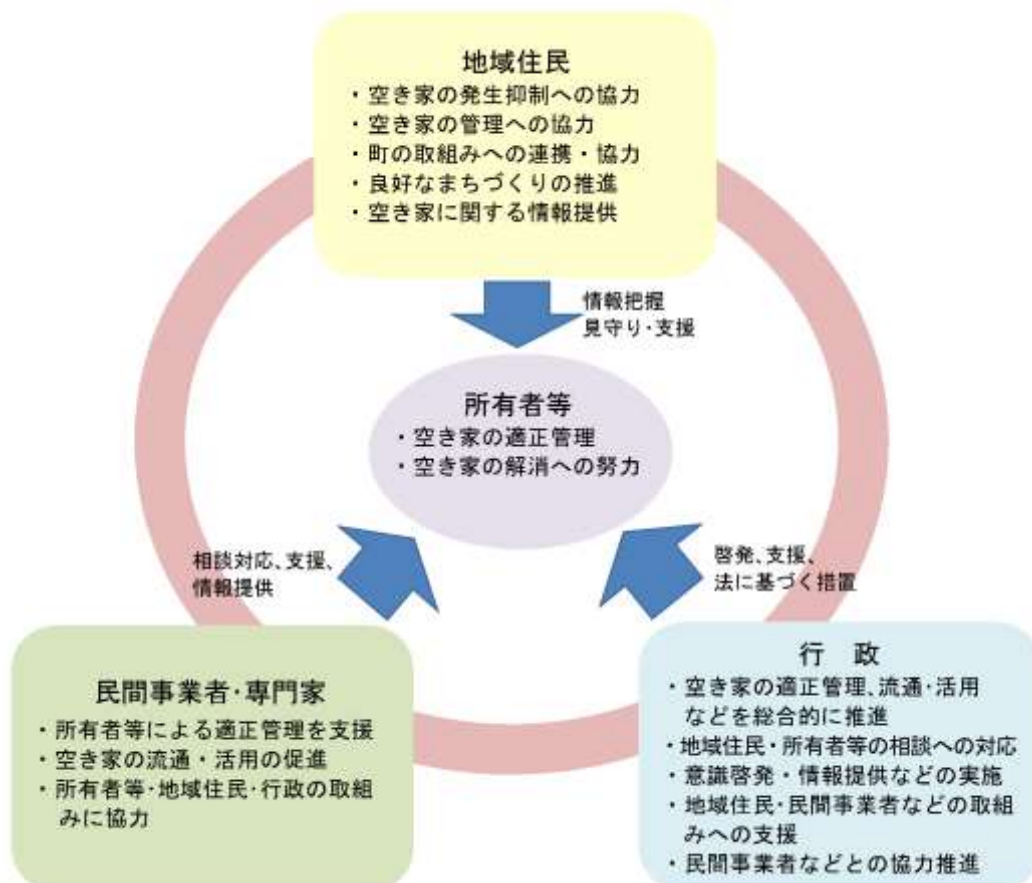
計画期間は2018年度から2022年度までの5年間とし、特措法第6条に規定される空家等対策計画として策定されたものである。

<基本方針>

第6次総合計画では、「安全・安心で良好な住環境を維持できるよう、空き家や荒れ地などの適正な管理の促進と有効な利活用の推進を図るとともに、新たな住民が定住しやすい環境づくりを進めます。」としている。これに基づき、個人の財産については所有者等が適切に管理すべきであることを原則とした上で、空き家の管理責任を有する所有者等が何らかの理由で管理責任を果たせない場合、行政などが空き家の各段階に応じた支援を行う。また、周辺に悪影響を及ぼすおそれのある空き家が発生した場合は、地域と連携して必要な措置を講ずる。

<対応策の思案>

- ・ 空き家の利活用を誘導できる活用の展開



垂井町公共施設等総合管理計画（平成 29 年）：垂井町

計画期間は平成 29 年度から平成 48 年度までの 20 年間とする。公共施設等の管理に関する個別施設計画等と連携し、各計画において管理方針の見直し等が行われた際には、適宜、本計画に反映するものとする。

<基本方針>

今後、公共施設等の老朽化が進み、更新や安全対策に多大な費用が必要になると想定されている。その一方で、財政面では地方交付税の段階的縮減、生産年齢人口の減少による税収の低下、社会保障費の増加などの理由により、公共施設等の整備に充てられる投資的経費が減少すると見込まれる。以上のような現状及び将来の見通しを踏まえて、公共施設等の管理に関する 4 つの基本方針を定める。

- ①公共施設等保有量の適正化（新規建設の制限、統廃合と転用の推進）
- ②長寿命化と安全確保
- ③維持管理・運営の効率化（民間との連携、施設の横断的活用）
- ④庁舎移転を契機とした公共施設等の再編

<対応策の思案>

- ・公共施設の老朽化・狭隘化の解消
- ・施設の複合化
- ・防災関連施設の効果的な配置
- ・生活サービス関連施設等の効果的な配置

取組方針		
	役場	中央公民館
現状・課題	1966（昭和 41）年度の建設であり耐震基準を満たしておらず、防災拠点施設としてみた場合には老朽化、耐震化などの建物としての健全性に問題がある。	耐震性が低い上、空調等の設備の老朽化が著しく改修が必要である。
施設総量の適正化	平成 27 年度「垂井町新庁舎基本構想」に基づき、移転建替え（隣接地への併設によって機能複合化を検討）による防災拠点・生活支援拠点として整備する。	公民館のまちづくりセンター化に伴う他用途地域施設との複合化について検討する。
点検・診断等	施設点検マニュアル等による定期点検を行い、その結果と劣化調査結果を蓄積し、計画的な修繕や老朽化対策を行う。	
維持管理・修繕・更新等	現在の事後保全から予防保全へと転換して施設性能・機能の保持に努めることとし、点検結果等をもとに計画的に維持管理・修繕・更新等を実施する。	
安全確保	点検等により異常や危険性が認められた場合は、緊急的な修繕等を実施するなど必要な措置を講じる。	
長寿命化	建物の劣化調査結果等をもとに、建替えと長寿命化のコスト比較を行い、対応を検討する。	

垂井町新庁舎基本構想（平成 28 年）：垂井町

垂井町第 5 次総合計画の「社会潮流の変化」をもとに、今後の庁舎のあり方（施設内容の方針）を整理し、その結果をもとに、新庁舎の基本理念および新庁舎の基本方針を整理する。町民が笑顔で集うことができ、過去から未来、町民同士がつながりを持って活動できる庁舎づくりを目指すものとし、「新庁舎のイメージ」を「笑顔でつなぐ新庁舎」と設定する。

<基本理念>

- 一般的な庁舎機能に加えて、今後の垂井町のまちづくりのために必要なこと
 - ①町民が集う庁舎【交流・生活支援拠点】
 - ②町民の安全を守る庁舎【防災拠点】
- 垂井町らしい庁舎づくりに必要なこと
 - ③すべての人にやさしい庁舎
 - ④町民が誇りに思い愛される庁舎



<現在の役場敷地の有効活用の展開方針>

移転建替えは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することが前提であり、現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要がある。

庁舎の移転建替えは、現在の敷地を中心部の活性化に有効に活用することと両輪で進めることが重要であり、現在の敷地の跡地利用の方針を整理する必要がある。

- 1) 「(仮称) 垂井町役場跡地活用検討委員会」を組織し、地元関係者等の積極的・主体的な参画のもとに中心部のまちづくりと一体的な利用計画を立案し実行していくことを提案する。
- 2) 跡地利用にあたっては、以下の点に留意することを提案する。
 - ①役場は中心部の昼間人口確保に貢献していた面があり、役場に替わる「人が集まる場」づくりが必要である。
 - ②役場駐車場は、「垂井曳やままつり」の「練り込み出発点」として利用されていることを踏まえた有効活用が必要である。
 - ③中心部には、中央公民館のほか、商工会や社会福祉協議会などの施設も立地しており、これらの配置についても中心部の活性化を考慮して整理する必要がある。

<現庁舎敷地周辺の位置づけ整理>

- ◎中山道垂井宿、垂井曳やままつり（練り込み出発点）を活用した魅力と活力ある街なかの再生区域と位置づけ、賑わい創出を果たす役割
- ◎中心部の日常的な生活サービスの維持・向上を図る役割
- ◎中心部の避難・防災拠点としての役割

都市計画マスタープラン（平成 30 年）：垂井町

都市計画法第 18 条の 2 に基づいて定める「市町村の都市計画に関する基本方針」であり、本町の長期的なまちづくりの方向を明らかにするとともに、本町が今後展開する個別具体の都市計画の指針となるものである。将来を見据えた計画とし、目標年次を平成 32 年と設定する。

<垂井地域の課題>

- 既存商店街の活性化と駅前におけるにぎわい空間の創出
- 史跡・歴史的建造物の保全・活用と中山道にふさわしい景観の形成
- 密集住宅地における計画的な建物更新と道路拡幅及びオープンスペースの確保
- 公共公益施設及び垂井駅へのアクセス利便性の向上
- 国道 21 号沿道の街並み景観の改善と 4 車線化の促進
- 相川河川敷における公園・広場・遊歩道等の整備

<垂井地域の将来像>

垂井地域は、本町の中心に位置し、人々の生活上でも中心的な役割を果たす地域である。その求心性を高めるとともに、各地域との連携を強めることによって、本町全体のポテンシャルアップを牽引する地域を目指す。



<土地利用の方針>

- ①にぎわいのある中心商業業務地区の形成
- ②密集住宅地の改善と未利用地の活用
- ③国道 21 号沿道の高度利用

<地域施設の整備方針>

- ①求心性向上のための交通施設整備の促進
- ②町の主要な公共公益施設の整備・充実
- ③既存公園の活用と新たな公園用地の確保

垂井町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年）：垂井町

「子ども・子育て支援法」第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画、「次世代育成支援対策推進法」第 56 条に定める市町村行動計画として位置付ける。計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とする。計画の最終年度となる平成 31 年度には計画の達成状況の評価と見直しを行う。

<基本目標・施策目標>

子どもが健やかに心豊かに育ち、保護者が子育てに喜びを感じることができるまち、子どもの笑顔があふれるまちを目指し、さまざまな主体が連携して、子ども・子育て支援に取り組む。

施策体系

基本目標	施策目標
1 子育てのすばらしさを伝え、次代の親を育てよう	①子育て意識の醸成 ②男性、地域の子育て意識の醸成
2 子どもが心豊かに育ち、夢を育めるまちをきずこう	①子どもが夢を育める遊び場・活動の場の整備 ②子どもの人権の尊重
3 子どもの豊かな心とたくましく生きる力を育てよう	①幼児教育の充実 ②学校教育環境の整備
4 子どもが健やかに生まれ育つまちをきずこう	①母子保健サービスの充実 ②食育の推進 ③小児医療等の充実 ④障がいのある乳幼児等への支援
5 安心して子育てのできるまちをきずこう	①子育てと仕事が両立できる環境づくり ②子育て支援サービスの充実と社会参加の促進 ③子育て不安の解消（相談・情報提供・仲間づくり） ④子育て家庭への経済的支援の充実 ⑤地域ぐるみの子育て・子育て支援の促進

中山道垂井宿再整備基本計画（平成26年）：垂井町

関係者・地域住民から出された意見と従前の再整備計画による貴重な意見があげられている。垂井町なりにアレンジしながら独自の「自慢し誇れる町」を目指す。

ハード事業
1.道路のカラー舗装化、電柱の無柱化
2.本龍寺高札場の再現（垂井宿の案内板とすることができる）
3.曳山会館（祭記念館・物産館 etc）
4.公衆トイレの設置
5.駐車場の確保（※トイレ併設可能）
6.案内板の設置
7.夢乃屋（脇本陣跡）を観光交流センターとして再生（※トイレ併設可能）

ソフト事業
1.歴史的建造物等を含む空き家の活用 ※地域住民又は、起業の志を有する方々に提供 （飲食・物販・ギャラリーetc）
2.賑わい創出のためのイベント開催
3.垂井・竹中半兵衛等の情報発信（ハード事業として垂井歴史資料館）
4.小中学生参加の観光案内
5.ブランド化（水 etc 垂井らしさ）
6.マップづくり（※ウォークラリーに活用可能）

<対応策の思案>

- ・垂井宿の魅力向上を図るイベント・情報発信等に関わる新たな機能導入の場

垂井宿戦略計画書「皆で磨こう！垂井宿」（平成24年）：垂井宿にぎわい推進協議会

他の宿場と比べて、古い建物が多く残っていることが判明している。

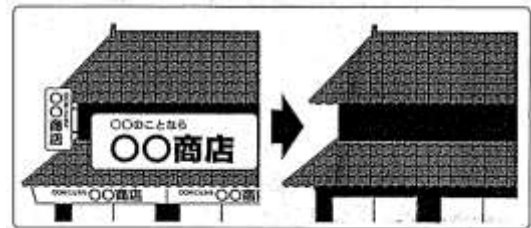
	間口合計	残存率			残存率	開口率
	宿場全域	西町	中町	東町	全町	全町
宿場北側	717m	43%	50%	21%	36%	11%
宿場南側	693m	35%	26%	10%	23%	13%

<次につなげる事業計画>

- ・路地坂道で命名されていない路地などの命名
- ・路地坂道案内のミニ看板設置
- ・垂井宿三十三景の制定
(三十三景を絵ハガキ化 - 町民に友人知り合いへ絵葉書送付運動)
- ・天保垂井宿並大絵図を利用し、現在の家屋との照合と宿場散策
- ・空き店舗対策
(個人のお宝などの展示、店舗の一角に展示し、誘客につなげる)
- ・街並み修景事業計画策定
(閉店した店舗の不要看板撤去に向けて、自主的な盛り上がりと行政への働きかけ、本龍寺に高札復活)
- ・「まちの記憶」取材編集・出版

<対応策の思案>

- ・観光ルート・イベント等の開催拠点
- ・空き店舗対策を促進する集客拠点



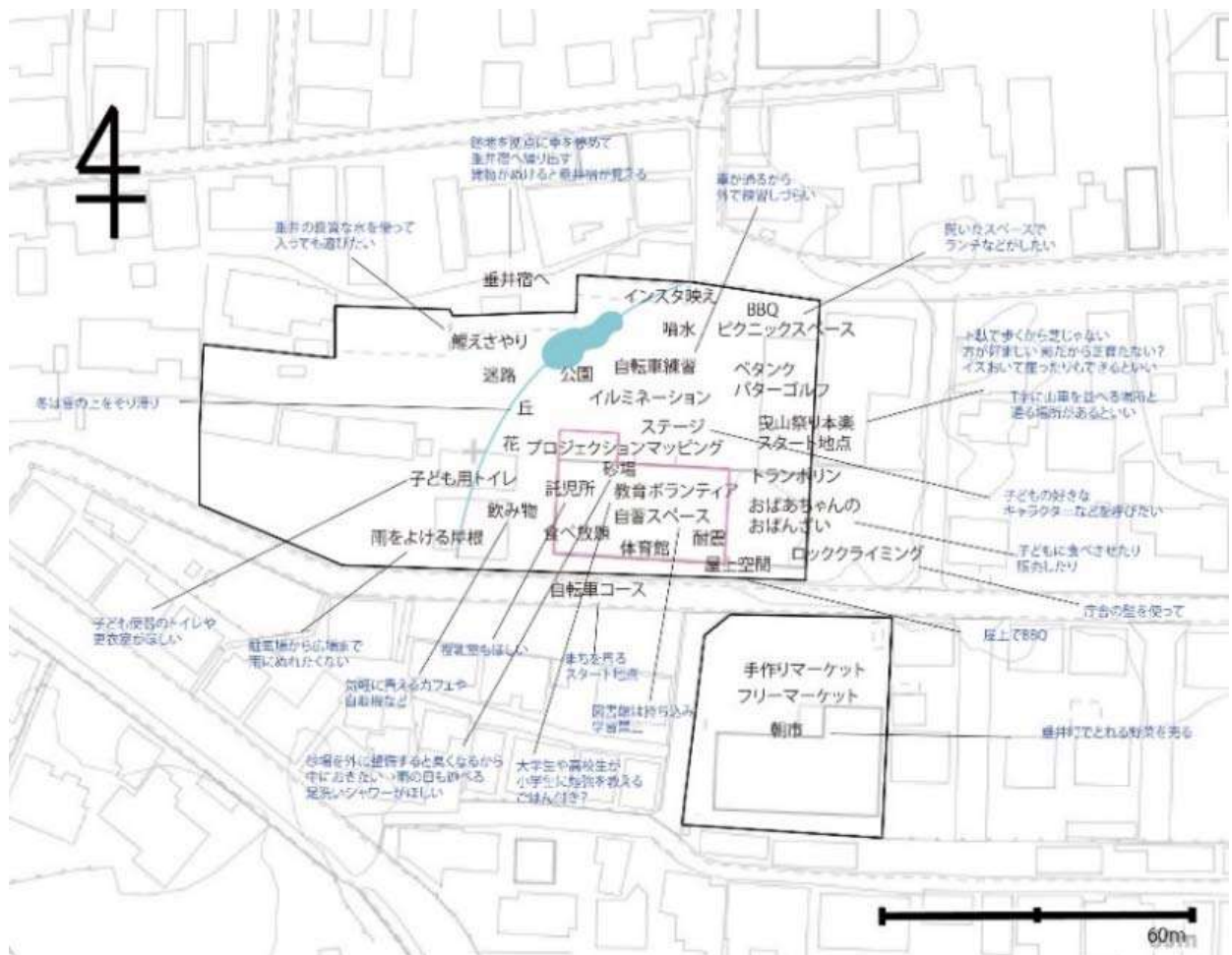
がやがや会議報告書（垂井宿周辺地区のコミュニティ醸成支援業務）（平成 29 年）：岐阜大学

- ・既存の建物を魅力的に演出し、地形・地面を活かした人々に優しい空間を形成
- ・ターゲットは「本当はこだわりを持っている子連れの主婦」とされ、「子どもを遊ばせながら、集まった住民と交流をし、長時間滞在できる空間」と設定
- ・上記は町内のこうした層の人々専用という意味では決してなく、この層に理解されて空間が共有されることが、町民全体の利用しやすさにつながる

＜対応策の思案＞

- ・子どもから高齢者までが安心して楽しめる場づくり
- ・子育て世代を中心に幅広い世代が住みやすい生活サービスの提供

がやがや会議 意見まとめ

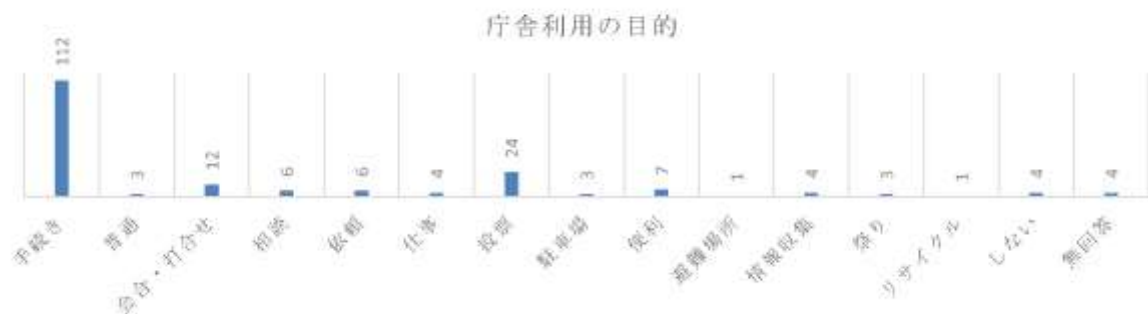


1-3 町民ニーズ

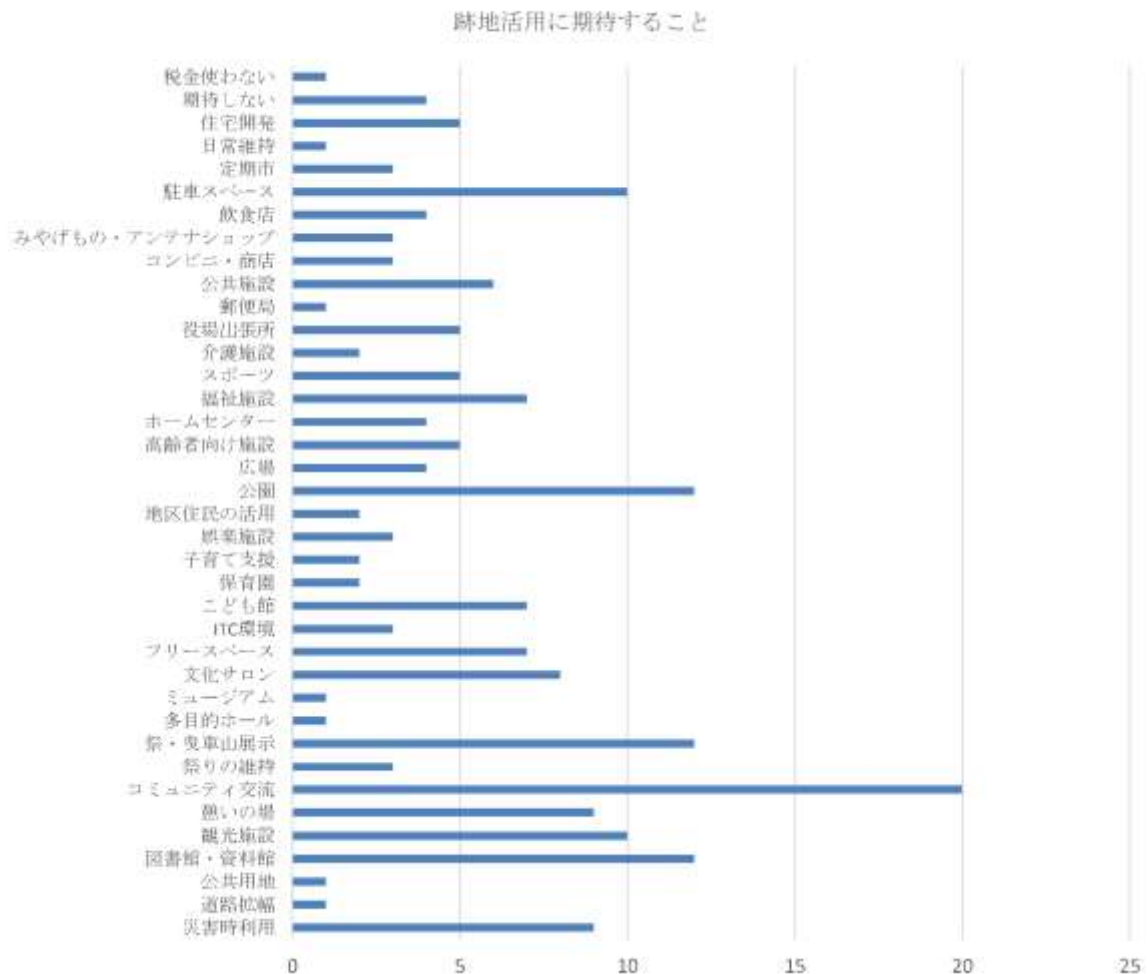
(1) アンケート回答率

垂井地区まちづくりアンケート調査（平成 29 年度）の回答率は 7%と低いことから、テーマへの関心が低いか全体的な諦観が漂っていることが指摘できる。その中でも、回答者 60%程度は 60 代以上であり、44%が無職（退職後と思われる）、74%が 21 年以上同地区に居住している。

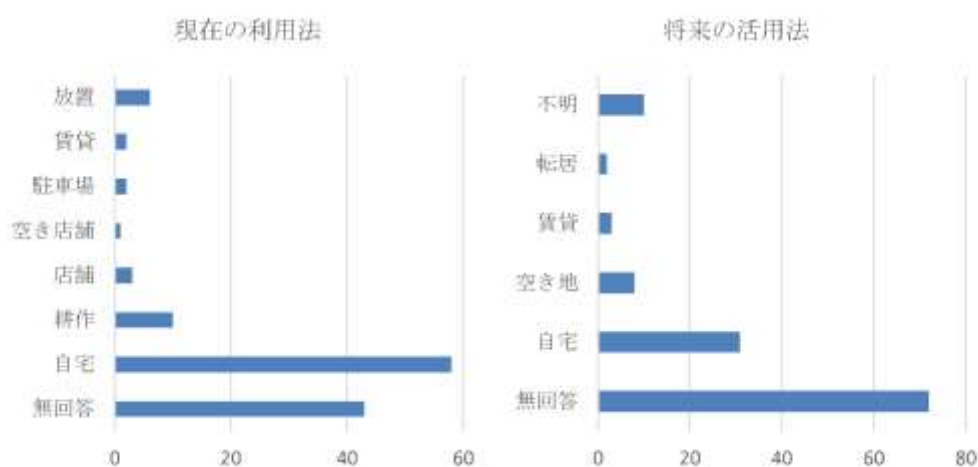
問1. あなたは今まで垂井町役場本庁舎をどのように利用してきましたか。



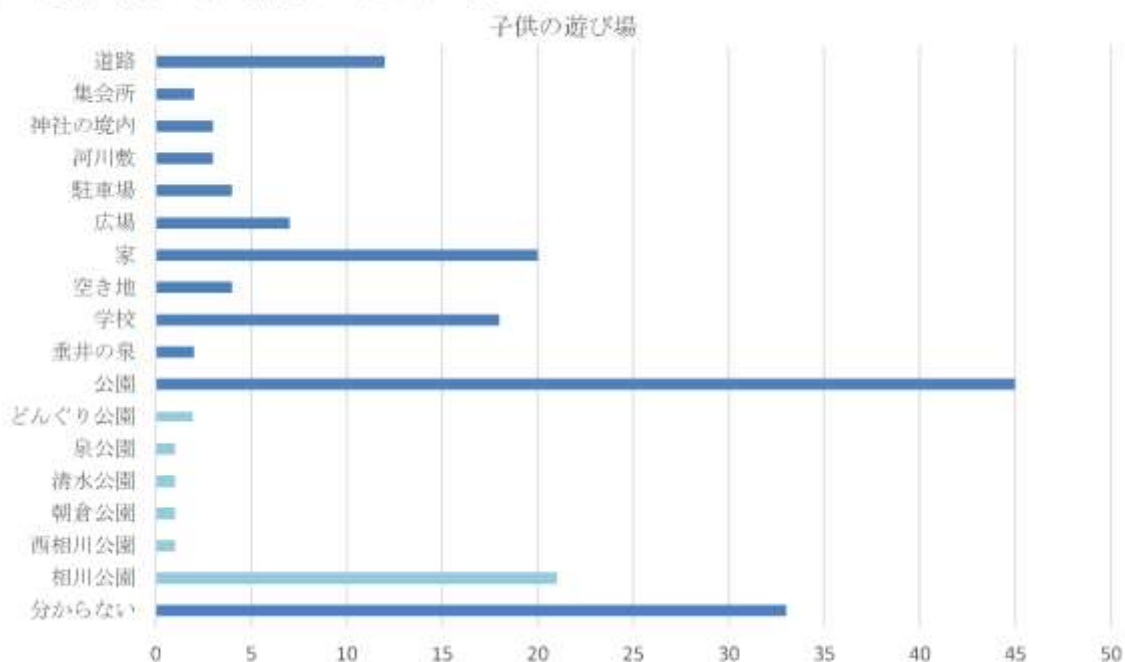
問3. 本庁舎が移転した後、その跡地にはどのような活用を期待しますか。



問5. 現庁舎を活用する上で、周りの地域は切り離しては考えられません。
 あなたが持っているあるいは住んでいる建物や土地は現在どのように利用されており、どのような状態にありますか。将来どのように活用すると考えますか。



問6. 近所の子供たちは普段どこで遊んでいますか。



(2) 町民ニーズのまとめ

垂井町まちづくりアンケート調査（平成 29 年度）をまとめると以下のニーズが高いことが伺える。

- 現在の役場の使い方は 2 通り
 - ①建物を解体して広場にする
 - ②建物を遺して（部分的でも）利用する
- 60 代以上⇒インフラや公共施設を抜本的に整備するようなこと
- 50 代以下⇒子育て環境や場所
- どちらもコミュニティ内の交流を促す方策
- 子ども達は家、学校、道、相川公園などで遊んでいる
- 祭りの言及は多く、強い思いが確かにある
- 大多数は観光を意識、少ないながら今ある生活の維持
（ただし、普通の生活を維持するためにはエネルギーが必要）

アンケート回答者のプロパティ（敷地・建物・店舗など）の情報を求める質問（問 5）は、空き地空き家などに対する意識も知りたかったが、回答率の低さと利用している自宅の位置を示すだけの回答にとどまり、あまり成果が上がらなかった。

「空き家空き店舗対策まちづくりシンポジウム」（垂井宿の歴史と文化を守る会）が実施したアンケート（こちらも回答率 7%ではある）が、より具体的な情報を集めていた。

- ・空き家、空き店舗の多さは共通の問題意識になっている。
- ・条件が備われば、貸すことができると回答している人が 17 人いた。
（貸したくない人 2 人、無回答 6 人）